

## ■平成 28 年度第 3 回八戸市子ども・子育て会議 議事録

### 【概 要】

日 時	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日 (金)																																		
場 所	八戸市庁 本館 3 階 議会第三委員会室																																		
出席委員	<p><b>【出席】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>坂本 美洋</td> <td>委員</td> <td>福士 政子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>関川 幸子</td> <td>委員</td> <td>川村 暁子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>田中 眞理恵</td> <td>委員</td> <td>平間 恵美</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>山下 久美子</td> <td>委員</td> <td>荒谷 美由紀</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>椙沢 早苗</td> <td>委員</td> <td>風穴 雄亮</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>田頭 初美</td> <td>委員</td> <td>根城 隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>田中 正子</td> <td>委員</td> <td>出町 昌子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>馬場 信一</td> <td>委員</td> <td>久保杉 嘉衛</td> <td>委員</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 16 名出席</p> <p><b>【欠席】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>田名部 智之</td> <td>委員</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 1 名欠席</p>	坂本 美洋	委員	福士 政子	委員	関川 幸子	委員	川村 暁子	委員	田中 眞理恵	委員	平間 恵美	委員	山下 久美子	委員	荒谷 美由紀	委員	椙沢 早苗	委員	風穴 雄亮	委員	田頭 初美	委員	根城 隆幸	委員	田中 正子	委員	出町 昌子	委員	馬場 信一	委員	久保杉 嘉衛	委員	田名部 智之	委員
坂本 美洋	委員	福士 政子	委員																																
関川 幸子	委員	川村 暁子	委員																																
田中 眞理恵	委員	平間 恵美	委員																																
山下 久美子	委員	荒谷 美由紀	委員																																
椙沢 早苗	委員	風穴 雄亮	委員																																
田頭 初美	委員	根城 隆幸	委員																																
田中 正子	委員	出町 昌子	委員																																
馬場 信一	委員	久保杉 嘉衛	委員																																
田名部 智之	委員																																		
事務局	<p>福 祉 部：加賀福祉部長兼福祉事務所長、豊川福祉部次長</p> <p>こども未来課：工藤課長、森林副参事（こども企画 G L）、野田副参事（こども育成 G L）、山野下主幹、清川主査</p> <p>子育て支援課：工藤課長</p>																																		
議 事	平成 29 年度の利用定員について																																		
結果概要	上記議事について説明し、出席委員全員の了承を得た。 (以下、議事詳細)																																		

## 【議 事】

司 会

それでは、会議に入ります。  
当会議条例第7条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。  
坂本会長に、ご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いします。

会 長

《会長あいさつ》

会 長

それでは議事に入ります。皆様のご協力をいただきまして、円滑に議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございます。「平成29年度の利用定員について」事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今事務局から説明をいただきましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員

先ほどの説明の中で、鮫地区で休園している所があるということでしたが、その事情をお聞きすることはできるのでしょうか。

事務局

児童数の減少によりまして、他の幼稚園との統合などを踏まえて、園児募集を何年か前に停止し、今回、休園までの段取りをとったと説明を受けております。以上です。

委 員

それに対して今後、来年度に対しての数値案が出ています。その案は案で、実質的な数字が1年後には出ると思うのですが、その減少率が激しいとやはりそういう形になっていくのですね。

会 長

そういう形というと。

委 員

休園という形です。

事務局

三角（数値がマイナス）になっている地域につきましては、利用ニーズの多い地域で、利用定員よりも需要が多い地域であります。ただし、同じ地域の中でも利用希望が多い施設と、少ない施設があります。これは、利用者の希望によるもので、やむを得ない部分かと思えます。

希望者が少なかった園について、今後、希望者が多くなるような特色のある教育・

保育を施すとか、あとは施設の類型を変えるとか、そういった新たな道を模索していただく。

基本的に幼稚園の場合は学校法人で経営されていますから、その運営に関して市で口を挟める権限はなく、法人の主体性、自主性に基づいて、各施設によって、その対応を決めていくという形になります。その中に休園という選択をする園も出てくると考えています。以上です。

委員

また別な質問なのですが、よろしいでしょうか。

会長

はい。

委員

28年度から29年度の予定ということで、施設型やこども園などに移行されるということで、要は29年度からスタートしますということで書いてあります。他の関係もそうなのですが、新しくやろうとしているところの半年後のモニタリングというか、評価とか、そういうものは提示されていくのでしょうか。

事務局

そのモニタリングというものは、その施設に対してどの程度の人数が入所したのかということでしょうか。

委員

もちろん人数もそうですが、例えば、これまで保育所型だったところが、保育所型と幼稚園型の混合になった場合に、乳幼児を受け入れることによって、半年後の評価というか、そのようなものは提示されてくるのですか。その辺がどうなのかと思いました。

事務局

まず、施設の類型が変わった場合についても、その運営に関しては、法人、施設側に全て委ねることになります。市では利用状況を把握しております。

運営に関しては、あくまでも法人主体、施設側の主体ということでやっていきます。

ただ1点、1月1日の中核市移行後につきましては、その施設に対する指導監査権限というものが県から市に下りてきます。それは、子どもの処遇に関するものとか、運営に関するものについて、こども未来課で監査を実施し、この施設が適切に運営されているか監査を行うことができます。

その他、法人に関しては、平成26年度から福祉政策課で法人の経理に関する監査を既に行っております。その監査をしながら、その基準に沿わない部分について、指導とか、最悪の場合、改善勧告とか、改善命令などを出す権限が市でできます。そういう形で軌道修正を図り、子どもの処遇を守っていくことになります。以上でございます。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

会長

他の委員の皆さんではありませんか。

委員

2 ページですが、認可定員と利用定員の違いがよくわからないのですが、認可定員というものはこの1 ページに書いてあるように市が認可するというものでいいのですか。この会議が認可するわけではないのですか。

事務局

認可定員はあくまで認可上の定員でございます。今回の会議では、その認可定員を上限に、実際に受け入れる人数である利用定員について諮っていくという形になります。

先程の説明でもありましたが、1 月以降、市の認可権限になりますので、その認可を受けるにあたって、この会議の委員の方から意見を聞くということになります。

利用定員に対して、それが不適當な認可定員ではないかといったご意見があれば、そこは直していくということになります。最終的には、利用定員にあたって、認可定員にあたって、そのように様々な手続きを経て、定員数が決まっていくという形になります。

委員

もう1 つだけ聞かせてください。

会長

はい。

委員

現在、幼稚園、保育園、認定こども園等について、八戸市の市民だけではなく、近隣の町村の方も入所していると思うのですが、今年度はどのような状況であるのか、わかるのでしょうか。

事務局

お答えします。そういった他の市町村からの利用受け入れについては、広域入所という形で、市が受ける場合を受託。八戸市民が他の市町村に入所することを委託という表現で言っています。市で受けている方が現在 184 名、市民が他の市町村の保育所に入所しているのは約 140 名です。

会長

よろしいですか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にございませんか。

委員

資料 10 ページの枠の中の一番下の項目ですが、新規参入事業者による施設開設への

支援とありますが、これは、企業も含むのか。また、含むのだとすれば、今後、その企業参入の予定があるのかどうか。2つお聞きしたいと思います。

事務局

以前、保育所の実施主体は、法人格を持っている団体のみという形になっていましたけれども、現在は、株式会社が参入するなど、範囲が広まっております。

今、実際に市で民間の事業者から相談を受けているものについては、1社ございまして、今後、民間参入もあり得るのではと考えております。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

会長

他にございませんか。

委員

障がい児について聞かせていただいてよろしいでしょうか。人数だけ出ていますけれども、この中に障がい児を一定の割合で引き受けている保育園とか、認定こども園が有るのか無いのか。

愛護手帳を持っている、持っていないに関わらず、障がい児を受け入れている桂堂学園がありまして、そちらに私の子どもも行きました。小さいお子さんなどは多分、最初の頃は、保育園とか幼稚園に通われていて、そこで少し問題があると桂堂学園だとか、そういうところに入ってくると思うのですが、障がい児枠のようなものを設けている保育園などがあったら教えてください。

事務局

障がい児を受け入れている施設は、資料4ページ目の5番目の旭ヶ丘保育園と7番目の新井田保育園の2か所ございます。ただ、こちらの保育園にあたっては、障がい児枠というものは設けておりません。

こちらはあくまでも、入所の申し込みがあった場合、市で入所決定をする際、保育所で受け入れ可能であるか協議をした上で入所を決定していくことになります。

市としては、障がい児を受け入れている保育所については、その受け入れ人数に応じた補助金等を交付しております。

利用申込みの状況により、健常児だけで満員になってしまった場合には、障がい児が入れないという事もおこり得る状況でございます。以上です。

委員

状況はわかりました。資料10ページのところですけれども、超過上限の目安が利用定員の120%となっています。桂堂学園は150%までよいと言われている。現状では30名の定員のところ、38名おられます。そして、私の子どものときは43名いました。

その中で、より良い療育が得られていたのか、その中で、場所が遠くて、スクールバスに1時間以上乗って通うような方たちもいる中で、地域の保育園なり、幼稚園に

入所できればよいが、今の説明で、健常の方が多くなると、はじかれるみたいに聞こえたのですが、そこがうまくいくと良いと思っていました。

障がいの中でも少子化に伴って、重度のお子さんが生まれてくる確率は少なくなっているのですが、前に、幼稚園とか、保育園からも問題があったように、この子はどこかおかしいのではないかというグレーゾーンの子とか、発達障害の方たちの方が、健診で早いうちに引っ掛かってくるということが多いのかもしれない。

桂堂学園にも、主には発達障害の子が入所してきているという現状があって、一見何でもない。その人たちが、養護学校に入ってくる時に、せめて学校に入る前、3歳児くらいまでは、普通のお子さんと一緒にということも思うし、療育も早くとも思うのです。その辺のところもう少し地域でできればと。固まって1つのところとか、小さい時から分けてというのが早いのかと思うので、制度が変わっていく中で、うまくいくと良いと思っております。これはお願いします。

会 長 他にございますか。

委 員 少し話がずれるのかもしれないのですが、先日、幼稚園協会主催のグループディスカッションが行われました。この話をしても大丈夫ですか。

会 長 議事に関連ありますか。

委 員 あったり、なかったりになるのですけれども、大丈夫でしょうか。

会 長 はい。

委 員 そちらで様々な意見が出まして、それを少しまとめたものを要望という形で提案したいと思っていました。

先程も出ました医療と教育の連携という話しも沢山出まして、やはり障害を持ったお子さんへの理解と、対応や判断基準の明確化などが出ました。要望としては、はっちでやっているようなオレンジデーのようなものをもっと増やして、いろいろな所で開催してほしいという意見が出ました。

あと、教育面に関してはブッククーポンの拡充です。ブッククーポンの取組みが非常に良いということで、3歳児や小学生だけではなくて、4歳児、5歳児へも広めて欲しいという意見が出ました。

あとは、開設予定の保健支援センターについての要望です。一緒に子育て相談ができる窓口や、意見交換ができる場所、その施設を利用しているときの託児スペースなどの要望がありました。

その他、はっちへの要望もありました。はっちへ行きたいのですが、車を停める所がないとか、駐車代金が掛かるとか、イベントの情報が少ないので、いつ何をやって

いるのかわからないという意見がありました。

その、はっちの中に相談員の配置や図書館などにも子育てに対する相談員がいると助かりますという意見がありました。

その他、冬場に利用できる屋内施設の要望と前回の事業内容の中に小学校ギャップの解消というものがあったのですが、中には小学校ギャップよりも、中学校ギャップの大きいと感じる親御さんもいるようです。

あとは、グループディスカッションのテーマが地域の教育力とは、という観点だったのですが、案として、学校の近くに地域で利用できる児童館のような施設がもっとあれば良いのではないかと。その使用例としては、未就園児のお母さん方の交流の場、地域住民との交流や文化の伝承の場として利用してはどうか。また、そのような施設で児童を登録制にした放課後の利用なども良いのではないかとという意見が出ました。

以上になりますけれども、この中で可能か不可能か、今後の対応などをお聞かせ願えればと思います。以上です。

会 長

研修会に出席したときに出た要望ということです。

審議の参考になる話だとは思いますが、この場でお答えできる範囲とできない範囲があります。市全体としては、今、要望したとおりでと思うのですが、はっちになると福祉部長の範囲ではないものですから、個人的には考えがあるかもしれませんが、部長としての発言はできない部分もあると思います。

たくさん要望があった中で、部長、課長の範囲でお答えできることに限定して回答していただければと思います。

事務局

先日の幼稚園協会の子育てフォーラムでのご発言だと思います。その会議には私も出席させていただきまして、その内容は承って参りました。その中で、当課ではない業務の部分についても書いてあるので、答えられる部分だけお答えさせていただきたいと思います。

まず、「こどもはっち」のオレンジデーの件につきましては、去年、こどもはっちの運営主体で自主的、試験的に、障がい児専用で使用したところ、非常に好評だったという話を聞いてございますので、そちらについては、今後も継続していくと考えております。ただ、他の施設での実施については、まだ、全然見えてこないもので、その辺のお答えは控えさせていただきます。

はっちの駐車場の関係でございますけれども、これは、はっちというわけではなく、当課が所管しておりますこどもはっちということでお答え申し上げさせていただきたいと思います。

こどもはっちにつきましては、子育てイベントの団体の中心的な施設という位置付けをしております。それに伴って、ひいては中心街の活性化の創出も担うことも目的としております。基本的に、こどもはっちの運営主体とすれば、皆さん市街地へ車で来るのではなく、徒歩で来ていただきたいと考えております。はっちのことは政策推

進課で行っている市民委員会でのアンケートでもそのような意見が付されておりまして、おんでカードの利用を促しているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 委員の皆さん、他にございませんか。

委員 先程の障がい児の受け入れの質問に対してお答えされたことについてですが、例えば、ある幼稚園では10名の定員で、受け入れるかどうかを決定する方がいらっしゃると思います。その部分で、受け入れられない事情、受け入れられる事情は、それぞれあると思うのですが、そこは現場の職員の資格とか、やはりそういうものが関係しているのでしょうか。

事務局 お答え申し上げます。まず、幼稚園の保育を利用されるお子さんにつきましても、入所の決定は基本的に園で行うことになります。

保育関係につきましては、市で入所の承諾を出すことになります。その子どもを受け入れるかどうかにつきましては、先程、委員がおっしゃったとおり、子どもさん20人、30人に対して保育士1人がいればいいという規定になっているのですが、障がいを持ったお子さんについては、マンツーマンで保育が必要な場合もあります。

そういうお子さんにどう接していけばいいのかという保育士の経験とか知識、そういったものを総合的に勘案して、各事業所で受け入れ可能か決まります。

先程の説明で誤解を与えるような発言をしましたので、少し修正させていただきます。

入所審査の際は、障がい児、健常児、一緒に入所決定の審査をします。障がい児の場合については、その分、保育の必要なお子さんだろうということで、優先度は障がい児のほうが高い点数となります。ただ、保育施設が既に満員で、これ以上、入れないという状況のときに、入所の申込みをしたからといって、そこで新たに障がい児が入所できるということではありませんので、そこは、障がい児が外されるとか、そのようなことではございませんので、少し修正をさせていただきます。以上です。

委員 現状はわかるのですが、そういう部分で障がい児を持っているお母様がこれから働きたいと思っても、働けない現状という部分を支援していく形はあるのでしょうか。

事務局 そういったお子さんの保育を行うにあたって、やはり保育所のレベルアップが必要になってきています。市でそういった研修は行っていないのですが、国や県などから研修の案内が来た場合には、各施設にその情報を提供いたしまして、保育士の研修をしていただくという形で情報提供させていただいています。



あと、こちらは保育所だけなのですけれども、八戸市保育連合会がありまして、研修委託ということで、保育連合会の事務局の中で研修会を開いて、その中で、気になるお子さんへの対応とか、そういった研修プログラムが盛り込まれているという形になります。以上です。

会 長 他にございませんか。

《質問等なし》

会 長 それでは、他にご質問、ご意見等ないようでありますので、ただ今、事務局から説明のありました事務局案については承認ということでよろしいでしょうか。

(委員各位からの承認)

会 長 それでは承認ということで取り計らいます。  
続きまして、その他について、委員の皆様から何かございますか。

委 員 1つ聞きたいのですが。

会 長 はい。

委 員 最近、子どもの貧困がいろんなところで出てきます。例えば、八戸市で子ども食堂であるとか、地域未来塾のように無料で学習支援を行うとか、そのようなことで市が取り組んでいるとか、応募しにくいので民間でやっているとか、そのようなことを市役所で検討しているとか、そのような情報があれば話のできる範囲で教えていただきたい。

事務局 子どもの貧困につきましては、まず、八戸市の状況を見極めるという必要があると考えております。ただ、それをどのようにやっていくか、そういう部分についてはどのようなことを調べたらいいかということがあります。その部分についても少し検討してみたいと思っております。国でも、そこについては問題視して、それぞれの施策がございますので、そういったものを活用しながら今後、どのような方向付けをしていくかということについて、今、検討している段階ということでございます。

会 長 よろしいですか。

委 員 はい。

会 長

他に委員の皆様ございませんか。

委 員

お尋ねしたいと思います。子育て支援員制度についてです。今、人材確保が事業者にとっては喫緊の課題であり、また、人材がいないことによって、受け入れたくても受け入れられないというお子さんがいらっしゃることは、こども未来課でも把握されていると思います。

そういった中で、国では、子育て支援員制度というものを新しく立ち上げまして、県では昨年度1度だけ研修が行われて、今年度は、2度ほど行われるようなお話を伺っています。

また、放課後児童クラブに関しても、必ずその研修を受けることとなっているのですが、どうやらその機会が少ないのではないかと。八戸市として来年、中核市に移ることによって、子育て支援員の研修を今後、お考えいただきたいと心から思っていたのですが、その辺の計画などはどのようになっていますでしょうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、県で子育て支援員研修を去年1回行っております。今年度につきましても2回行うという当初の情報だったのですが、結果、1回だけと伺っているところでございます。

中核市移行後においても、子育て支援員研修については、県が引き続き継続して行うと聞いております。市でやるかどうかということについて、子育て支援員を各市町村で実施した場合に、各市町村ごとに子育て支援員のレベルが違うということになるとそれも困るという話もありますので、今のところは市で実施の予定はございません。以上です。

事務局

その件につきましては、ニーズにまだ対応できていないと承知しており、県に要望しておりますが、これからも要望していこうと思っております。

委 員

よろしくお願いたします。あともう1つです。幼保連携型認定こども園への入所は、園と入所希望者との直接契約ということが前提だったと思うのですが、2号、3号認定に関しては利用調整があるために、市町村で入所を決定してくださっております。

そういった中で、直接契約という部分では、他市町村でも各園に申し込みに来られた方から優先していくなど、そのような取り組みを始めているところも出てきていると伺っています。その辺を八戸市としては今後どのような形で進めていくのでしょうか。

事務局

お答え申し上げます。現時点での考え方といたしまして、確かに個別契約という考え方も今、出されているところでございます。ただ、現状、八戸市におきまして、待機児童はないものの、入所待ち児童は、結構出ている状況にあるところでございます。

各園に直接申し込まれた場合に、保育の必要性に関係なく、個別契約が入った場合、本当に保育が必要な子どもの入所ができなくなるのではないかという恐れがあります。ですから、今まで通り市で保育の必要性を認定した上で、入所を決定していくのが公平なやり方ではないかと考えておまして、個別契約ということは今、考えていないというところでございます。以上です。

委員

はい、ありがとうございます。それに伴いまして、1号認定は直接契約で、2号、3号認定は、市の決定通知が来てからということになった場合、1号認定が不利になることはないか。実際に2号認定、3号認定が決定して来られたときに、同時に園へ1号認定で入りたい方がいらっしゃった場合、その辺の整合性について今後、どのようにお考えいただけるのかということが、少し不安な部分ですので、要望としてお願いいたします。

会長

他にございませんか。

委員

質問というか、要望というか。市でも一応、認識していらっしゃると思うのですが、厚生労働省で今、進めている子育て世代包括支援センターについてです。

今、子育てに関してのいろいろな機関ができていますが、それがどうも個々に活動することによって連携がされていない。そういうことによって先程出た、気になる子たちの保育がうまくいかないという場合があります。

そういう専門家の連携ができるような1つのセンターに担当してやっていただくと、そこからいろいろな知識を得て、園としても学校に上がるまで、そういう子たちを保育するという可能性も大きくなるのだらうと思うので、その辺のセンターを是非、ワンストップのセンターを立ち上げていただきたいという要望です。

事務局

子育て世代包括支援センターについては、総合保健センターの中に入る予定となっております。

所管課は健康づくり推進課になるのですが、先程も申し上げたとおり、生まれる前から小学校に入学するまでの一括した支援を行うことを目的としたセンターでございますので、健康づくり推進課のみだけではなく、こども未来課、子育て支援課も含めて、ワーキンググループをやって、どういう機能を持たせて、どういうことをやっていこうかというところの会議が、2、3日前に決まったばかりでございます。

今、健康づくり推進課で、他都市4か所の視察を行い、その状況を踏まえた上で、八戸市として子育て世代包括支援センターのあり方について、ワーキンググループ会議の中で検討を始めたところです。

事務局

これは私見みたいな形になりますけれども、県は、発達障害者支援センターを運営しております。それに先行して、子ども支援センターを八戸市は設置しております。

この2つで発達障害の方々を支援していくという形になっていくと思います。

子育て世代包括支援センターについて、どちらかといえば、保健分野がメインとなります。勿論、福祉分野も当然関連するのですが、保健がメインとなる部分がございます。その施設の特色を生かしながら、なおかつ、それぞれの持つ持ち味なり、また、情報を相互に繋いでいく。勿論、虐待などの情報も集まりますから、そういったことについての情報なども児童相談所などと連携して、情報共有しながらやっていくということが大事なことだと思います。それぞれについて留意して進めていきたいと思っております。

会 長

他にございませんか。

《質問等なし》

会 長

それではないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局

事務局から今後の審議スケジュールについて、ご説明いたします。

次回の第4回会議は、3月に開催を予定しております。

現時点での議案としましては、新年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望している施設の認可についてご審議いただく予定としております。以上で説明を終わります。

会 長

それでは、本日、予定していた案件は以上となります。

これをもちまして議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

進行を司会に戻します。

事務局

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。